

吉野川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

吉野川市長
吉野川市議会議長
吉野川市教育委員会
吉野川市選挙管理委員会
吉野川市監査委員
吉野川市農業委員会
吉野川市公平委員会

吉野川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、吉野川市長、吉野川市議会議長、吉野川市教育委員会、吉野川市選挙管理委員会、吉野川市監査委員、吉野川市農業委員会、吉野川市公平委員会が連名で策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画は、法が平成28年度から令和7年度までの10年間の時限立法であることから、その全体期間を5年間毎に区切り、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間を前期計画とし、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を後期計画として行動計画を策定します。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

吉野川市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について把握・検証し、必要に応じて、その後の対策の検討や計画の見直しを図ります。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

吉野川市で働く女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定することとします。

- (1) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を20%以上とします。
- (2) 育児休業取得率
育児休業を取得する女性職員の割合を100%とします。また、これまで実績のない男性職員の育児休業について、対象となる職員へ制度の周知を図り、活用を促進します。
- (3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率
男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇について、対象職員の全員が取得することを目指します。
- (4) 時間外勤務
職員の時間外勤務について、吉野川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年吉野川市規則第33号）に定める時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限の範囲内で必要最小限にとどめます。
- (5) 年次有給休暇
年次有給休暇の平均取得日数を14日（70%）以上とします。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

- (1) 配置・育成・教育訓練及び評価・登用
 - ア 既成概念にとらわれない、女性職員の職域の拡大を行います。
 - イ 女性職員を多様なポストに積極的に配置します。
 - ウ 女性職員のみを対象とする研修や外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）に派遣します。
- (2) 仕事と家庭の両立
 - ア 育児・介護休業制度の周知を図るとともに、制度活用促進に向けた助言を行います。
 - イ 育児休業等の取得前後において、育児休業等から円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行います。

(3) 時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進

- ア 令和3年から実施している定時退庁日（ノー残業デー）及び勤務時間インターバル制度について、引き続き周知を図るとともに、幹部職員による所属職員への早期退庁の勧奨を一層徹底します。
- イ 業務分担の見直しを定期的に行い、職員の業務量の平準化と事務の効率化を図ります。
- ウ 夏季休暇期間における年次有給休暇の取得目標（最低2日間）について、職員への一層の徹底を図ります。